

緊急安全性情報等の提供に関する指針について（案）

医薬品等の製造販売業者は、薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の4に基づき、医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大するおそれを知った場合は、これを防止するため、情報の提供を含めた必要な措置を講じなければならないとされている。また、昭和55年4月10日付け薬発第483号薬務局長通知において、医薬品等の販売、授与の一時停止のほか応急の措置の具体的内容として、「ドクターレター等による医師等に対する緊急の情報伝達の指示、広報機関を利用した一般へのPR」が例示されているところである。

緊急安全性情報の作成基準については昭和61年11月27日付け薬安第227号厚生省薬務局安全課長通知により、医薬関係者等への情報提供基準・様式については平成元年10月2日付け薬安第160号薬務局安全課長通知（以下「平成元年課長通知」という。）により示されたところである。

近年、緊急安全性情報や、医薬関係者等に対する一般的な添付文書改訂の情報伝達のみならず、迅速に注意情報を伝達することが必要となる場合があること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）から電子媒体による情報提供を行うことや、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」が配布されるなどの情報提供をとりまく環境が著しく変化している。

同時に、医薬関係者だけでなく、患者や一般国民に対してもわかりやすい情報の提供が求められていることや、後発医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造販売業者も含めて実施可能な情報提供の在り方も考慮しなければならない。

以上のことから、今般、医薬品・医療機器に係る緊急安全性情報等の作成、配布にあたり、次のように指針を定めるので、周知されたい。

なお、この通知に伴い、平成元年課長通知は廃止する。

記

1. 緊急安全性情報等の作成基準

（1）緊急安全性情報（イエローレター）

- ① 医薬品・医療機器について、（ア）に掲げるいずれかの状況からみて、国民（患者）、医薬関係者に対して緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、（イ）に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主的な決定その他により作成する。

（ア） 項

- ・ 薬事法第77条の4の2に基づく副作用・不具合等の報告における死亡、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例又は治療の困難な症例の発生状況
- ・ 未知重篤な副作用・不具合等の発現など安全性上の問題が有効性に比して顕著である等の新たな知見
- ・ 外国における緊急かつ重大な安全性に関する行政措置の実施

41 ・ 緊急安全性情報又は安全性速報等による対策によってもなお効果が十分でないと
42 評価された安全性上の問題

43 (イ) 項

- 44 ・ 警告欄の新設又は警告事項の追加
- 45 ・ 禁忌事項若しくは禁忌・禁止事項の新設又は追加
- 46 ・ 新たな安全対策の実施（検査の実施等）を伴う使用上の注意の改訂
- 47 ・ 安全性上の理由による効能効果、用法用量、使用方法の変更
- 48 ・ 安全性上の理由により、回収を伴った行政措置（販売中止、販売停止、承認取消
49 し）
- 50 ・ その他、当該副作用の発現防止、早期発見等のための具体的な対策

51 ② 緊急安全性情報は、別紙 1（医薬関係者向け）及び別紙 2（国民（患者）向け）の様式と
52 し、製造販売業者の自主的な決定であっても、製造販売業者が厚生労働省及びPMDAと
53 協議し作成する。また、医薬関係者向けのみならず、原則として国民（患者）向け情報も
54 あわせて作成する。

55

56 (2) 安全性速報（ブルーレター）

- 57 ① 保健衛生上の危害発生・拡大の防止のため、緊急安全性情報に準じ、医薬関係者に対して
58 一般的な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応（注意の
59 周知及び徹底、臨床検査の実施等の対応）の注意喚起が必要な状況にある場合に、(1)の
60 ①の（イ）に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売
61 業者の自主的な決定その他により作成する。
- 62 ② 安全性速報は別紙 3（医薬関係者向け）の様式とし、製造販売業者の自主的な決定であっ
63 ても、製造販売業者が厚生労働省及びPMDAと協議し作成する。また、使用形態を踏ま
64 えて必要に応じ国民（患者）向け情報もあわせて作成する。

65

66 2. 緊急安全性情報等の提供方法

67

68 (1) 緊急安全性情報（イエローレター）

- 69 ① 医薬食品局安全対策課は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者等に対
70 し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- 71 ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し、緊急安全性情報を作成する。
- 72 ③ 製造販売業者及び医薬食品局安全対策課は、国民（患者）への周知のため、緊急安全性情
73 報配布開始後、速やかに報道発表を行う。また、製造販売業者は、回収等の国民（患者）
74 が直接の対応を行う必要がある事案においては、新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考
75 慮する。なお、緊急安全性情報には、広告宣伝に関連する内容や緊急性を伴わない他の製
76 品関連（代替となる製品に関するものを除く。）を含んではならないものとする。
- 77 ④ 製造販売業者は、医薬関係者向けのみならず、国民（患者）向けの緊急安全性情報を報道
78 発表にも活用する。
- 79 ⑤ PMDAは、①の通知、緊急安全性情報及び添付文書の改訂内容を、緊急安全性情報の配
80 布開始後、速やかにPMDAの情報提供ホームページに掲載し、PMDAによる医薬品医

81 療機器情報配信サービス（以下「PMDAメディナビ」という。）にて速やかに配信する。
82 また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ（特定の利用
83 者のみ対象としたものではない場所をいう。以下同じ。）に掲載する。

- 84 ⑥ 製造販売業者は、直接配布を原則とするが、⑦の配布計画に従い、医療機関、薬局等に対
85 し、緊急安全性情報及び改訂添付文書（添付文書情報）等について、迅速性及び網羅性を
86 考慮し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組
87 み合わせる等により情報提供を実施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機
88 関の適切な部署（医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又
89 は医療機関の製品情報担当者等の所属する部署）、薬局等に1か月以内に情報が到着してい
90 ることを確認する。
- 91 ⑦ 製造販売業者は、PMDA安全部門（医薬品は安全第二部、医療機器は安全第一部をいう。
92 以下同じ。）と緊急安全性情報の配布計画について事前に協議し、別紙様式1の配布（等）
93 計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い
94 実施し、その結果を別紙様式2により、PMDA安全部門に提出する。
- 95 ⑧ 製造販売業者は、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員等への情報提供
96 の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段での周知を依頼する。
97 また、当該製品を使用する患者団体を把握している場合には、当該団体に対しても情報伝
98 達を行うことも考慮する。
- 99 ⑨ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪
100 問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用しなくなった日から5
101 年間保存する。（ただし、生物由来製品：10年、特定生物由来製品：30年、特定保守管理
102 医療機器及び設置管理医療機器：15年）

103 104 (2) 安全性速報（ブルーレター）

- 105 ① 医薬食品局安全対策課は、安全性速報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命
106 令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- 107 ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し安全性速報を作成する。
- 108 ③ PMDAは、①の通知及び安全性速報及び添付文書の改訂内容を安全性速報の配布開始後、
109 速やかにPMDAの情報提供ホームページに掲載し、PMDAメディナビにて速やかに配
110 信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページに掲載
111 する。
- 112 ④ 製造販売業者は、⑥の配布計画に従い、安全性速報及び改訂添付文書（添付文書情報）等
113 について、医療機関、薬局等に対し、迅速性と網羅性を考慮し、直接配布、ダイレクトメ
114 ール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組み合わせる等により情報提供を実
115 施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署（医療安全管理者、
116 医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等）、
117 薬局等に1か月以内に情報が到着していることを確認すること。なお、PMDAによるP
118 MD Aメディナビの登録数が15万件を超えた場合は、PMDAメディナビをもって情報
119 提供に代えることができることとし、PMDAメディナビによる配信をもって情報が到着
120 したことの確認とすることができる。

- 121 ⑤ 製造販売業者は、PMDA安全部門と安全性速報の配布計画について事前に協議し、別紙
122 様式3の配布計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配
123 布計画に従い実施し、その結果を別紙様式4により、PMDA安全部門に提出する。
- 124 ⑥ 製造販売業者は、必要に応じて、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員
125 等への情報提供の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段で
126 の周知を依頼する。また、必要に応じ、当該製品を使用する患者団体を把握している場合
127 には、当該団体に対しても情報伝達を行うことも考慮する。
- 128 ⑦ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪
129 問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用しなくなった日から5
130 年間保存する。(ただし、生物由来製品：10年、特定生物由来製品：30年、特定保守管理
131 医療機器及び設置管理医療機器：15年)

134 3. 医薬品添付文書使用上の注意等の改訂に伴う情報対応について

- 135
- 136 (1) 医薬食品局安全対策課は、専門協議での検討結果に基づき、使用上の注意等の改訂の指示又
137 は指導の内容を文書に記し、関係製造販売業者等に対して通知する。厚生労働省から通知す
138 る文書は、以後、医薬食品局安全対策課長通知とする。
- 139 (2) PMDAは、(1)の通知をPMDAの情報提供ホームページに掲載し、その情報について
140 PMDAメディアナビを用いて配信する。
- 141 (3) 製造販売業者は、改訂添付文書情報等を作成し、速やかに自社等のホームページに掲載する
142 とともに、PMDAの情報提供ホームページへの掲載及びPMDAメディアナビによる配信を
143 依頼する。
- 144 (4) (1)の通知により、指示された改訂内容については、「改訂内容を明らかにした文書」を作
145 成し、医療機関、薬局等に速やかに伝達することとする。なお、当該文書の内容については、
146 改訂後の添付文書情報が掲載されたPMDAの情報提供ホームページ(PMDAメディアナビ
147 の登録を含む。)その他の情報提供のサイトの照会先を掲載することにより、添付文書の内
148 容を省略することができる。
- 149 (5) (4)の取扱いについては、PMDAによるPMDAメディアナビの登録者数が15万件を超
150 えた場合は、PMDAメディアナビをもって情報提供に代えることができることとする。

152 4. PMDAが実施する情報提供

- 153 (1) PMDAは、リスク・コミュニケーション向上の観点から、「PMDAからの医薬品適正
154 使用のお願い」、「PMDA医療安全情報」、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」、「患者向
155 医薬品ガイド」等、緊急安全性情報等による情報提供や使用上の注意を補完し、適正使用
156 の向上に資する医薬関係者向け又は国民(患者)向け資材を提供する。なお、「PMDA
157 からの医薬品適正使用のお願い」は、警告等の重大な使用上の注意等の改訂を行った以降
158 も、副作用等の報告や不適正な使用による副作用が減少しない場合などに作成を検討する。
159 必要に応じ製造販売業者も印刷媒体の配布等を検討する。
- 160 (2) 製造販売業者は、緊急安全性情報、安全性速報、添付文書の改訂に合わせて、PMDAが

161 提供している国民（患者）向け情報提供資料等の内容も変更する必要がある場合は、PM
162 DA安全部門と協議する。

163 （3）PMDAは、添付文書の改訂内容を明らかにした文書として、電子版の医薬品医療機器安
164 全性情報及び医薬品安全対策情報（DSU）を定期的に掲載することとする。

165

166 5. 様式

167

168 6. 施行期日

169 本通知は、平成23年10月1日から適用する。